

## 函館市成年後見センターについて

本市では、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利を擁護するため、成年後見制度に関する相談から制度の利用に至るまでのワンストップでの相談窓口として、業務を専門的・一元的に行うとともに、成年後見制度の新たな担い手である市民後見人を支援するための専門機関として、平成28年度に函館市成年後見センターを設置します。

### 1 これまでの経過

- 平成25年度 函館市市民後見推進検討委員会設置  
先進地調査（東京都，小樽市）
- 平成26年度 市民後見人養成講座開催（修了者38人）
- 平成27年度 成年後見センター運営受託者決定（公募選定）  
7月 募集開始  
8月 プロポーザル実施  
9月 決定  
【受託者 社会福祉法人函館市社会福祉協議会】  
センター準備業務の実施  
・市民後見人活動マニュアルの作成  
・フォローアップ研修 など
- 平成28年度 函館市成年後見センター開設

### 2 センターで行う業務内容

- (1) 成年後見制度に関する相談
  - ・ 一般市民や福祉事業者などからの相談に対応します。
- (2) 成年後見制度の普及啓発
  - ・ 制度の普及啓発のため、一般市民向け講演会を1回以上行います。
- (3) 市民後見人の育成および指導，活動支援
  - ・ 26年度市民後見人養成研修終了者を対象に，フォローアップ研修を2回以上開催し，資質向上を図ります。
  - ・ 研修終了者の市民後見人候補者登録を促進し，登録者情報を管理します。
  - ・ 後見活動における相談および支援を行います。
- (4) 市民後見人の受任調整および家庭裁判所への推薦
  - ・ 家庭裁判所からの受任依頼に対し，専門部会による受任調整を行い，家庭裁判所へ後見人推薦を行います。
- (5) 法人後見実施のための研修および活動支援

- ・ 福祉事業者向けに法人後見実施にかかる研修会等を1回以上行います。
  - ・ 法人後見活動実施における相談および支援を行います。
- (6) 第三者機関（運営協議会，専門部会）の運営
- ・ 成年後見センター運営協議会を設置し，2回以上会議を開催します。
  - ・ 研修会や受任調整などの専門部会を設置し，必要に応じ会議を開催します。
- (7) 関係機関（弁護士会，司法書士会，社会福祉士会，家庭裁判所等）との連携
- ・ 関係機関と連携し，円滑な業務の遂行に努めます。
  - ・ 関係機関に対し，専門職への相談を行います。
- (8) その他の業務
- ・ 毎月の利用実績報告書等の作成に関する業務
  - ・ 当該年度の事業実施状況報告書および収支決算書等の作成に関する業務
  - ・ その他必要な書類の作成および報告に関する業務
  - ・ その他市が指定する業務

### 3 職員の配置等

センターは，業務の実施にあたり，あらかじめ管理責任者を定めるとともに，業務に必要な職員を4名配置します。

- (1) センター長 1名（法人管理職兼務）
- (2) 専門員 2名（専任，社会福祉士）
- (3) 事務員 1名（専任）

#### ※成年後見センター イメージ図

